

2019年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

刑法

第1 解説

刑法総論および刑法各論に関する複数の論点を含む事例問題を出題した。不作為と共犯、強盗罪、不真正不作為犯などが主な論点である。

1 Yの罪責

YがCの金庫内の現金100万円を鞆に入れた後、鉄パイプでDの頭部を殴打して死亡させた行為については、強盗致死罪（刑法240条後段）の成否が問題となる。

まず、現金の奪取の点については、強盗罪（刑法236条1項）、強盗利得罪（刑法236条2項）、事後強盗罪（刑法238条）の成立可能性が考えられるが、いずれの罪が成立するかを判断するにあたっては、①Cの事務所にはX以外に誰もいなかったこと、②Xは現金を鞆に入れた直後にDを殴打したこと、③Xの殴打は頭蓋骨を骨折させる程度のもだったことなどの事実注目する必要がある。

次に、Yの殴打が死因を形成していることから、Yの殴打とDの死亡との因果関係は肯定されるであろう。

2 Xの罪責

Xは、Yから強盗の計画を打ち明けられながら、犯行をやめさせる措置をとらなかったことから、Xに強盗致死罪の共犯が成立しないかが問題となる。

共同正犯の成立も考えられるが、Xに正犯意思はなく、XとYの間に共謀が成立したとはいえないであろう。そこで、Xに不作為による幫助犯（刑法62条1項）が成立しないかを検討する必要がある。

不作為による幫助犯の成立要件について自説を示した上で、①Aは同じビル内においてゲームセンターBとパチンコ店Cを経営していたこと、②Xは、Bの店長として、Bのゲーム機の管理・点検、店内の巡回・監視、売上金および両替用現金の管理・保管等の業務に従事していたこと、③YはBの従業員だったこと、④Yが奪取したのは、Cの社員が管理しCの事務所の金庫に納められていた現金だったこと、⑤XはYへの説得や警察への通報等の措置をとらなかったことなどの事実を踏まえて、結論を導き出すことが求められる。

3 Zの罪責

ZがDを放置した行為について殺人未遂罪（刑法203条、199条）は成立するだろうか。Zが夫のDを生存していると誤信して放置したことから、不真正不作為犯および不能犯が問題となる。不真正不作為犯における実行行為については、自説の基準を、①ZがDの妻であること、②Cの事務所にはZ以外に誰もいなかったことなどの事実当てはめることが求められる。不能犯については、自説を示した上で、Dが放置の約10分前に死亡

していた事実などを踏まえて結論を導き出すことが必要である。

第2 評価のポイント

試験問題の難易度は、法学部の期末試験程度である。したがって、高度な理論的問題や最新の判例・学説を知っている必要はない。むしろ、刑法に関する基本的な事項について正確に理解することが重要である。

事例問題に関しては、①構成要件該当性→違法性阻却→責任阻却という犯罪論の体系を踏まえ（ただし、違法性阻却事由や責任阻却事由の存在しないことが明らかな場合には、そのことに触れる必要はないであろう）、構成要件該当性（実行行為、因果関係、故意・過失、未遂、共犯など）、違法性阻却（正当行為、正当防衛など）、責任阻却（責任能力、違法性の意識など）について、それぞれ基本的な内容を理解していること、②刑法の各則に規定されている主な犯罪の成立要件やその内容を理解していること、③事案における行為者の罪責を確定する上で、見解によって結論が分かれるような点や解決方法が複雑な点については、自説を示し、それを事案に当てはめて結論を出すこと、などが求められる。